

第2期 神奈川区地域福祉保健計画とは

1

誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らすための計画です

神奈川区では「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らす」ため、平成16年度に「神奈川区地域福祉保健計画（平成17～21年度）」を策定しました。

計画期間中には、地域の福祉保健の取組がさまざまな形で行われました。

地域における「ふれあい訪問」や「小学生と高齢者の会食」「親子のたまり場づくり」「地域が作成する情報誌の発行」などの支えあい活動が進みました。

区役所では地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点などの場づくりや、地域と協働で行う見守りの事業などを進めました。

平成18年度の介護保険法改正により、身近な地域で総合的な相談支援を行う「地域包括支援センター」が、区内7か所に設けられ、地域支援に取り組んでいます。

一方、高齢者、障害者、子どもなど、地域での支えを必要とする人が増え、また、「あいさつを交わす程度」の近所づきあいから、一歩進めた「お互いを支えあう」関係が望まれています。

第2期計画では、第1期計画の取組や基本理念を生かし、地域の支えあいをさらに進めることをめざします。

2

地域で暮らし、活動している方々が感じていることを出発点としました



計画の策定にあたっては、日々の生活や地域で取組まれてきた支えあい活動等を通じて、「地域で暮らし、活動している方々が、感じていること」が大切と考えました。そこで、地域別懇談会など、地域の方々の話し合いによって、この点を明らかにすることに努めました。

3

「地域の支えあいの取組」が地域福祉保健の推進の大きな力です



これまで、地域においては「自治会町内会」「地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会」「地域ケアプラザ」等、地域に関わるさまざまな個人や団体が協力し、地域福祉保健の推進に取り組んできました。

地域の福祉保健の推進では、このような「地域の支えあいの取組」が大きな力となります。そこで、今後の「地域の取組」について、現在の担い手の方々による話し合いを行い、その内容をまとめました。

区役所は、「基本的な行政サービス」を行うとともに、地域と協力して事業を進めていきます。当計画では「区役所が地域と協働で行う取組」と「地域の活動を支援する取組」を示しました。

また、地域に根ざし、地域と協力し、支援する役割を持つ「地域ケアプラザ・包括支援センターの取組」を示しました。

4

計画の期間は平成22～27年度とします

横浜市では、各区で地域福祉保健計画を策定していますが、22年度から第2期計画の期間となる区と、23年度からとなる区があります。

平成21年4月に策定された「第2期 横浜市地域福祉保健計画」では、全区の第2期計画の最終年度を平成27年度であわせることとしているため、「第2期 神奈川区地域福祉保健計画」は平成22～27年度の6年間で計画期間とします。